

○深川市情報公開条例施行規則

平成17年12月28日

規則第74号

深川市情報公開条例施行規則（平成9年深川市規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市長が管理する公文書の公開について、深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公文書公開請求書の提出）

第2条 条例第8条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとする者は、公文書公開請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（公文書公開等の決定通知）

第3条 条例第9条第1項及び第2項に規定する決定の通知は、公文書（公開・部分公開・非公開）決定通知書（別記様式第2号）又は公文書の公開請求拒否決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定により決定を延期する場合の通知は、公文書公開決定延期通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第4条 条例第10条第1項の規定により意見書を提出する機会を与える場合の書面及び同条第2項の書面は、公文書公開請求に関する意見照会書（別記様式第5号）及び公文書公開請求に関する意見書（別記様式第6号）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を聴取することができる。

2 条例第10条第3項の書面は、公文書公開請求に対する決定通知書（別記様式第7号）とする。

（公文書公開の実施等）

第5条 条例第11条第2項に規定する電磁的記録の公開方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であつて、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、ひとつの結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスク等の記録媒体に複製したものの交付

2 条例第11条第2項の規定による文書、図画及び電磁的記録の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（審査請求に対する裁決手続）

第6条 条例第13条第3項の規定による深川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、公文書公開審査請求に関する諮問書（別記様式第8号）により行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

3 条例第13条第7項の規定により準用される条例第10条第3項の書面は、審査請求に対する裁決に基づく公開に係る通知書（別記様式第10号）とする。

（平28規則17・一部改正）

（出資法人等）

第7条 条例第14条第1項の出資法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（検索資料）

第8条 条例第16条に規定する公文書の検索に必要な資料は公文書目録とする。

2 前項に規定する公文書目録は、深川市文書管理規程（平成8年深川市訓令第4号）第2

8条に規定する行政文書ファイル管理簿とし、企画総務部秘書課に備え置くものとする。

(実施状況の公表)

第9条 条例第19条に規定する実施状況の公表は、年度ごとの請求件数、公開件数、非公開件数その他必要な事項について、市の広報紙への掲載により行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。